

H 1 6 . 2 . 2 6

第 1 1 回協議会

新市(富山市)のサービスと負担 改訂版

～ 企業・事業者の皆さんへ ～

富山地域合併協議会

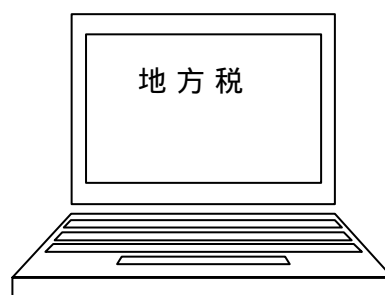
富山地域合併協議会では、新市・富山市の誕生に向けて、二千数百項目の様々な事務事業について、鋭意、検討協議を行っています。これまでに、協議が終了した事務事業（協議会において協議中の事業を含む。）の中で、特に企業・事業者の皆さんに深くかかわる「サービス」と「負担」についてお知らせします。

1 税金（地方税）について（協議中）

地方税については、次のとおり、取り扱うことになります。

（１）市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人の負担する「個人住民税」と、会社などが負担する「法人住民税」とがあります。



①法人市町村民税 ⇒ 市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税するもので、「均等割」と「法人税割」に区分されます。

現在の7市町村内に複数の事業所等がある法人は、これまで個々に課税されていましたが、新市では一法人として課税されることから、総体として税負担が軽減されます。

◎均等割

均等割は、資本等の金額及び従業者数に応じ、9段階（5万円～300万円）に区分されています。

（単位：千円）

資本等の金額	従業者数	富山市 大沢野町 婦中町	大山町	八尾町	山田村	細入村	新市
50億円超	50人超	3,600	3,600	3,000	3,000	3,600	富山市、大沢野町及び婦中町の税率に統一します。
10億円超、 50億円以下	50人超	2,100	2,100	1,750	1,750	2,100	
10億円超	50人以下	492	492	410	492	492	
1億円超、 10億円以下	50人超	480	480	400	480	440	
	50人以下	192	160	160	192	176	
1千万円超、 1億円以下	50人超	180	150	150	180	165	
	50人以下	156	130	130	156	143	
1千万円以下	50人超	144	120	120	144	132	
上記以外の法人等		60	50	50	60	55	

◎法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定します。

富山市・大沢野町・大山町・婦中町・細入村	八尾町	山田村	新市
14.7%	14.0%	13.7%	14.7%に統一します。

(2) 固定資産税

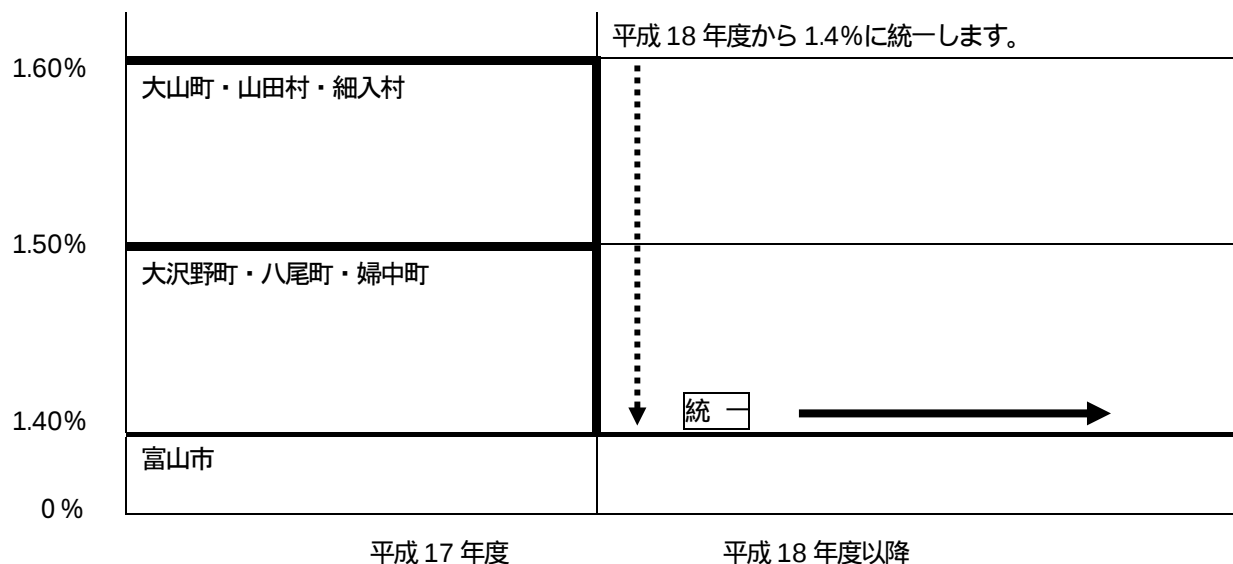
固定資産税は、1月1日現在、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税するものです。



富山市	大沢野町・八尾町	大山町・婦中町・山田村・細入村	新市
1.4%	1.5%	1.6% (婦中町は平成 16 年度から 1.5%)	①税率は、平成 18 年度から 1.4%に統一します。 ②ただし、平成 17 年度の税率は、旧 7 市町村の税率が適用されます。 ③納期は、4 月、7 月、12 月、2 月に統一します。

(税率)

固定資産税

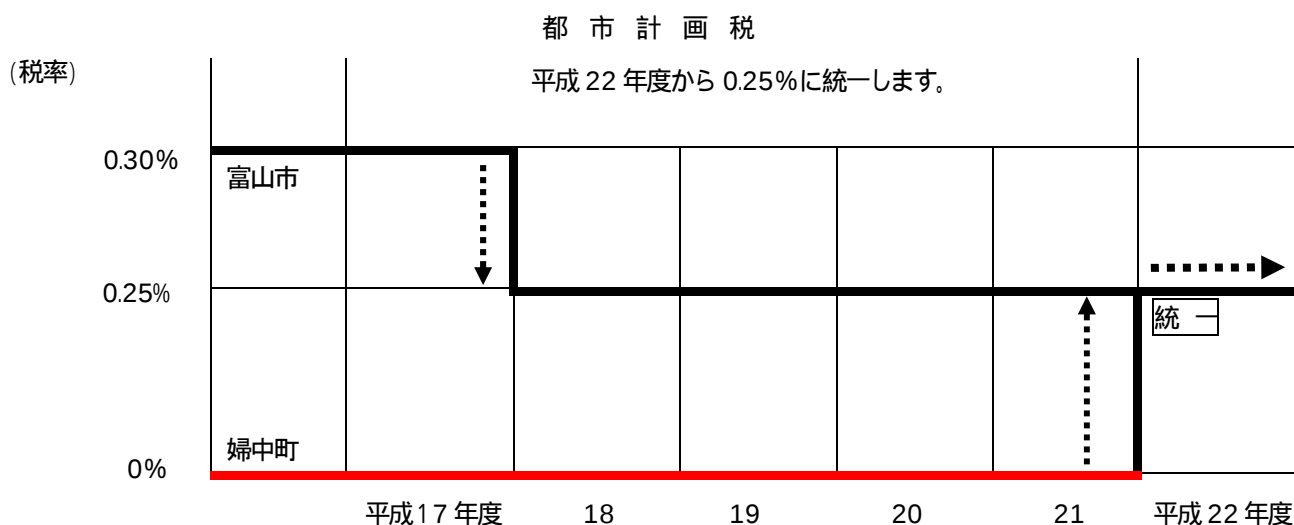


(3) 都市計画税

都市計画税は、1月1日現在、市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する目的税です。

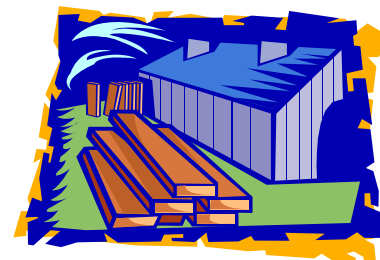


富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新市
富山市 税率：0.3% 市街化区域：67.78 k㎡ 婦中町 課税していない 市街化区域：4.53 k㎡	該当区域なし	①富山市と婦中町の市街化区域が課税対象となります。 ②税率は、平成22年度から0.25%に統一されますが、富山市については、平成18年度から適用されます。 ③婦中町は、平成17年度から平成21年度まで課税されません。 ④納期は、4月、7月、12月、2月とします。

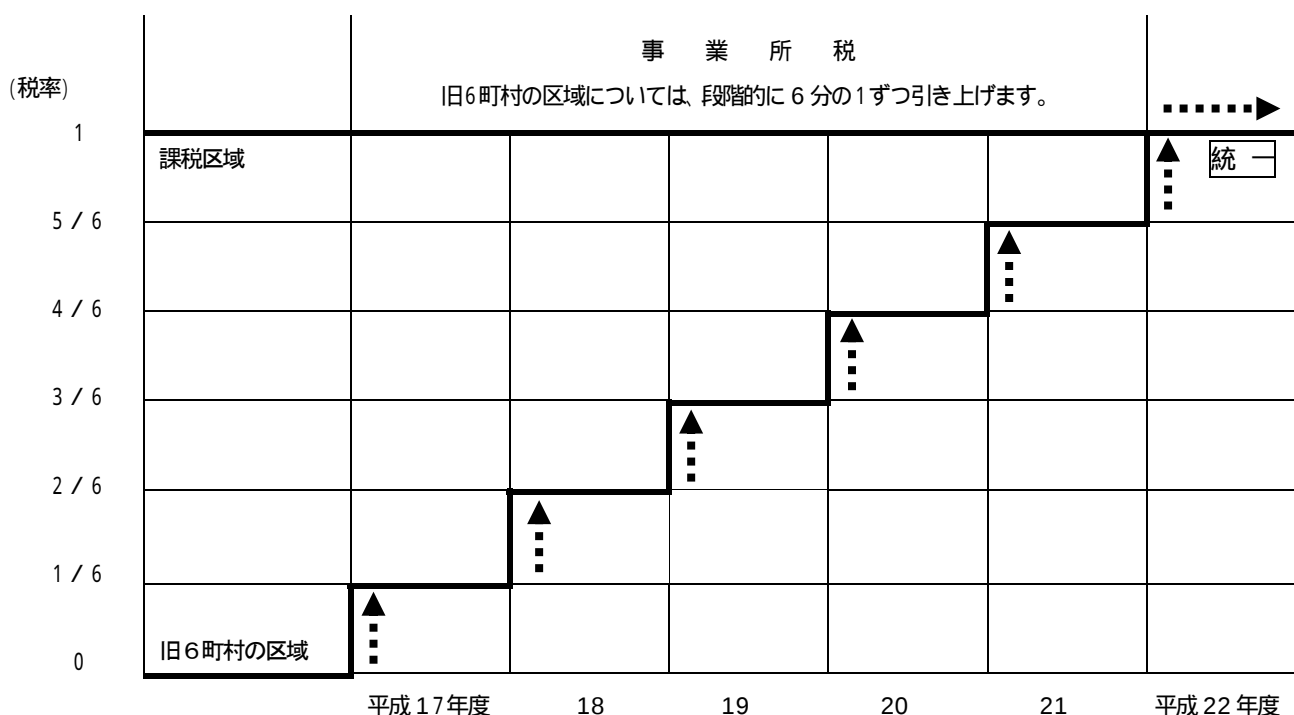


(4) 事業所税

人口 30 万人以上の都市が、一定規模以上の事業所等に対して課税するものとする目的税で、「資産割」と「従業者割」があり、その合算額が課税額になります。



富山市	新市
◎資産割 事業所床面積 1 ㎡につき 600 円 免税点は、事業所床面積の合計 1,000 ㎡以下 ◎従業者割 従業者給与総額の 0.25% 免税点は、従業者数 100 人以下	①現行の富山市の税率等で課税します。 ②旧 6 町村の区域については、平成 17 年度から平成 21 年度まで段階的に課税していきます。



参考 事業所税のモデルケース

1. 本社（新市域外・免税点の判定に含まれません。）：床面積＝2,000 ㎡、従業者数＝200 人、給与総額＝ 8 億円
2. 支店（新市域内・免税点の判定に含まれます。）：床面積＝ 500 ㎡、従業者数＝ 50 人、給与総額＝ 2 億円
3. 工場（新市域内・免税点の判定に含まれます。）：床面積＝1,000 ㎡、従業者数＝ 70 人、給与総額＝2.8 億円

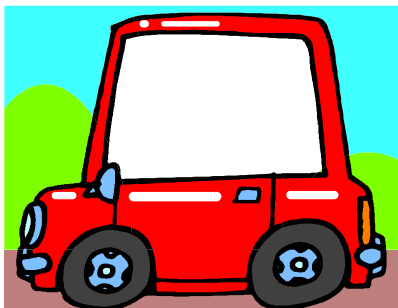
このモデルケースの事業所税は、210 万円 (①+②) となります。

計算式

- | | |
|-------|--|
| ◎資産割 | 新市域内の事業所用家屋床面積の合計 (2+3) = 1,500 ㎡ (免税点超) |
| | 1,500 ㎡ × 600 円 = 90 万円 …① |
| ◎従業者割 | 新市内の従業者数の合計 (2+3) = 120 人 (免税点超・給与総額 4.8 億円) |
| | 4.8 億円 × 0.25% = 120 万円 …② |

(5) 軽自動車税

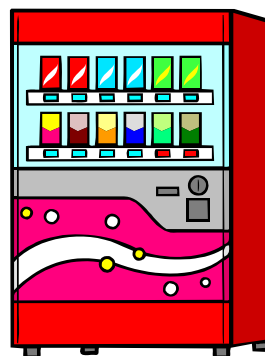
軽自動車税は、4月1日現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、主たる定置場所在の市町村において課税するものです。



富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
◎原動機付自転車 50cc 以下 1,000 円、90cc 以下 1,200 円、90cc 超 1,600 円、三輪 20cc 超 2,500 円 ◎軽自動車 二輪 2,400 円、三輪 3,100 円、四輪以上（乗用営業用）5,500 円、四輪以上（乗用自家用）7,200 円、四輪以上（貨物営業用）3,000 円、四輪以上（貨物自家用）4,000 円 ◎小型特殊自動車 農耕用 1,600 円、その他 4,700 円 ◎二輪小型自動車 4,000 円	現行のとおり、変わりません。 納期は、5月に統一します。

(6) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税するものです。



富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
◎1,000 本につき 2,977 円 ◎旧 3 級品（紙巻たばこ） 1,000 本につき 1,412 円	現行のとおり、変わりません。

(7) 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業の作業場所在の市町村において、その鉱業者に対し課税するものです。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
税率 100 分の 1 ただし、鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は、100 分の 0.7	現行のとおり、変わりません。

(8) 特別土地保有税

特別土地保有税は、5,000 m²（山田村・細入村は 10,000 m²）以上の土地の所有又は取得に対して課税するものです。ただし、税制改正により、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行われないことになっています。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町	山田村・細入村	新市
5,000 m ² 以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成 15 年度以降、課税停止	10,000 m ² 以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成 15 年度以降、課税停止	平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないことから、現行のとおり、変わりません。

2 水道・簡易水道料金について（協議中）



水道・簡易水道料金（大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道を除く。）は、富山市の料金体系に統一します。

ただし、新市の料金が旧町村の料金表で計算された金額（旧町村料金）を上回る場合は、平成 19 年度まで軽減措置を講じます。

◇旧町村料金を上回る場合の料金

新市の料金－（新市の料金－旧町村料金）× 減免率

※減免率＝平成 17 年度 60%、平成 18 年度 40%、平成 19 年度 20%

- 大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道については、現在の料金体系を継続し、新市において統一に努めます。
- メーター使用料は、合併時に廃止し、無料になります。
- 水道加入金は、現行の富山市の体系を基本に統一します。



参考 一般家庭用口径 20mm で 1 か月 30 m³ 使用した場合の月額の水道・簡易水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円

合併後

・大沢野町簡易水道料金 1,300 円～2,350 円（税込み） ・山田村の一部の小規模水道料金 1,300 円（税込み）

3 下水道使用料・受益者負担金について(協議中)

下水道使用料は、当分の間、現行のとおり変わりません。合併後、なるべく早い時期に料金体系を検討し、統一していきます。また、受益者負担金も、現行のとおり変わりません。



【下水道使用料：一般汚水】

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新 市
料金体系	基本料金+従量制					定額+人数割 (420円/1人当たり)	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一化を図ります。
基本料金	920円	1,000円	1,350円	1,500円	1,600円	2,100円	
超過料金 1㎡当り	逡増制	定額制	逡増制			無	
	6段階 (126円～270円)	120円	3段階 (160円～210円)	2段階 (150円～160円)	2段階 (160円～180円)	無	
普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%	

注1) 細入村は、未供用のため、掲載していません。

注2) 大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

参考 一般家庭・1ヵ月 30 ㎡使用した場合の月額下水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,440円	4,600円	4,550円	4,500円	4,800円	3,360円	—

注) 山田村については、3人世帯で積算。大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

【受益者負担金】

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新 市
面積割	均等割	均等割(用途別)	面積割	均等割	均等割(用途別)	合併後も、現行の制度をそれぞれの地区で適用します。
単位負担金 9区分 1㎡当たり 94円 ～490円	1戸当たり 200,000円	一般住宅とそれ以外で区分 ①公共下水道区域 100,000円～110,000円及び 130,000円～ ②特環公共下水道区域 200,000円～220,000円及び 260,000円～	①汚水源のある宅地 120,000円 +300円/㎡ ②汚水源のない宅地 300円/㎡	一般住宅とそれ以外で区分 350,000円 ～500,000円	一般家庭・事業所・宿泊施設、医療施設等の用途別に区分 250,000円 ～800,000円	

4 新規企業立地促進事業・制度について（協議中）



【 補 助 制 度 】

対象	富山市	大山町	八尾町	婦中町	細入村	新 市
用地・建物・設備の取得費 ※1	取得費の10% 限度額 2億円 （1億円以上の経費、新規雇用20人以上） 〔県補助1/2〕		県の直接補助 （富山八尾中核工業団地）	県の直接補助 （富山イノベーションパーク）		合併時に富山市の例により統合します。 なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、次の金額を補助します。 ・取得費の5% ・限度額1億円 （1億円以上の経費、新規雇用5人以上）
工場等の設置における固定資産税	土地・建物・設備に係る固定資産税相当額（初年度のみ） ただし、土地は3,000㎡までの分 ※1の企業を除く	3年間課税免除 ・取得費2,000万円超、新規雇用要件あり	3年間課税免除 ・取得費3,000万円超、新規雇用要件あり（農工法地区以外）			合併時に富山市の例により統合します。 なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助します。
用地に係る経費	取得費の10～25% ・3,000㎡超～30,000㎡ 25% ・30,000㎡超～50,000㎡ 15% ・50,000㎡超 10% 限度額1億円（新規雇用5人以上） ※1の企業を除く	取得費の20% 賃借料の20%（3年間） 限度額2千万円（3,000㎡以上、新規雇用20人以上）		取得費の10% 限度額3千万円（5,000㎡以上、新規雇用20人以上）	取得費の20% 賃借料の20%（3年間） 限度額5百万円（700㎡以上、新規雇用10人以上）	合併時に富山市の例により統合します。 なお、賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討します。
環境保全施設に係る工事費	・工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置 工事費の30% 限度額700万円 ・公害防止設備の設置（工場適地のみ） 整備費の20% 限度額1,000万円	廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円		廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の20% 限度額200万円	廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地及び公害防止設備の設置については、合併時に富山市の例により統合します。 未整備用地の廃棄物処理施設等の整備については、合併時に婦中町の例により統合します。
福利厚生施設設置に係る工事費	工事費の30% 限度額700万円			工事費の20% 限度額200万円		合併時に富山市の例により統合します。

○その他、合併時に富山市の例により統合し、新市全域に拡大される補助制度

消雪装置設置に係る工事費	工事費の30%、限度額700万円
再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資	設備投資費の20%、限度額100万円 ※1の企業を除く
工場等の新增設に際する新規雇用者	新規雇用者×50万円、限度額1億円（新規雇用者10人以上）
集団化・高度化による工場等の設置	投下固定資本総額の3%以内
集団化・高度化による共同施設の設置（用地費は除く）	・共同駐車場等の新設、増設、改造 工事費の30% 限度額：中小企業団体1億円、商工業団体1千万円 ・共同自転車置場等の新設、増設、改造 工事費の30% 限度額：中小企業団体7百万円、商工業団体4百万円 ・共同事業施設の新設、増設、改築 工事費の10%

5 中小企業向け融資制度について（協議中）



【融資制度】

（ ）内は限度額、単位：万円

富山市	大山町	八尾町	婦中町・山田村	大沢野町・細入村	新市
単独融資制度 ・運転資金 (1,250) ・経営安定資金 (1,000) ・緊急経営基盤安定資金 (2,000) ・設備近代化資金 (1,000) ・高度技術設備資金 (4,000) ・大型店対策店舗改善資金 (2,000) ・福利厚生施設設置資金 (500) ・環境整備資金 (500) ・工場移転促進事業資金 (10,000) ・高度化事業資金 (10,000) ・創業者支援資金 (1,000)	県協調融資制度 ・緊急経営改善資金（小口枠） (1,000) ・小口事業資金 (1,250)				合併時に富山市の例により統合します。 なお、その他融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぎます。
	単独融資制度 ・中小企業育成対策融資資金 (1,000) ・工場等移転資金 (2,000)	・節季融資資金 (300) ※大山町は(150) ・中小企業活性化資金 (750)			

【保証料助成制度】

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	新 市
単独融資	保証料の全額を助成			中小企業活性化資金の借入に係る信用保証料の50%		合併時に富山市の例により統合します。
県協調融資				県小口事業資金の借入に係る信用保証料の50%	県小口事業資金の借入に係る信用保証料の50%	
他機関制度	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	県経営安定資金(地域産業対策枠、中小企業特別支援枠)に係る信用保証料の1/3	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50%	・商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50% ・県経営安定資金(地域中小企業特別支援枠、自己資本充実促進枠を除く)の借入に係る信用保証料の50%	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	

○利子助成制度についても、制度の充実している富山市の例により合併時に統合します。

6 その他の各種サービスと負担

① 障害者・高齢者・若年者の雇用への助成について(協議済み)

障害者・高齢者・若年者を新たに常用労働者として雇用している事業主に奨励金を支給する事業を新市の全域で行うことにより、雇用の促進と安定を図ります。



② 未組織勤労者の融資保証料への助成について(協議済み)

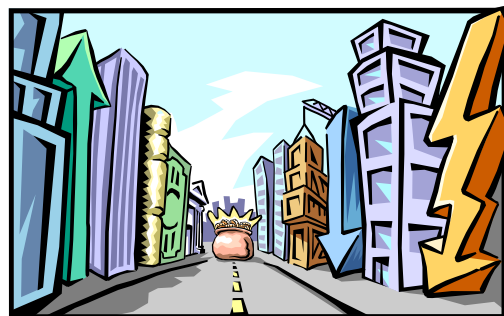
北陸労働金庫から融資を受けた未組織労働者が納付すべき保証料に対し、補給金を交付する事業を新市の全域で行うことにより、未組織労働者の資金借入れの便宜を図ります。

③ 中小企業退職金共済契約掛金への助成について(協議済み)

中小企業退職金共済制度に新規に加入した事業主に対し、共済掛金の一部を助成する事業を新市の全域で行うことにより、中小企業で働く従業員の福祉の向上と雇用の安定を図ります。

④ 商店街の共同施設の整備事業（ハード事業）への助成について(協議済み)

商店街が行う駐車場、消融雪装置、アーケード、カラー舗装や休憩関連施設などの共同施設の整備を助成する事業を新市の全域で行うことにより、商店街のアメニティ（快適性）の向上を図ります。



⑤ 商店街等の活性化事業（ソフト事業）への助成について(協議済み)

商店街や商業者グループなどが行うイベントや調査研究を助成する事業を新市の全域で行うことにより、商店街等の活性化を図ります。

⑥ コンベンションの開催への助成について(協議済み)



一定規模以上の各種の会議、学会、スポーツ大会などの開催を助成する事業を新市の全域で行うことにより、コンベンションを誘致し、富山地域の交流人口の増加と活性化を図ります。

⑦ 小規模ケア施設の支援について(協議済み)

富山市が実施している、社会福祉法人やNPO法人などが、民家などを改修して行う小規模ケア施設の整備に対する助成を新市の全域で行います。

⑧ 都市計画区域について(協議済み)

現在の都市計画区域や富山市および婦中町に定められている市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）は、現行どおり新市に引き継ぎますので、合併に伴い変更されることはありません。

⑨ 道路占用料及び河川・公園占用料（使用料）について（協議中）

各地域の道路や河川、公園などに、看板等を設置したり、イベント等を開催する場合に必要な費用については、合併までに富山市の例により統一します。

7 119 番通報について（協議中）

新市のどこから電話をかけられても、消防本部（富山市消防局）に直接つながるようになります。

